

佐野ケーブルテレビ株式会社ケーブルテレビジョン契約約款

佐野ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という）と当社が設置する施設によりサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は次の条項によります。

第1条（サービスの内容）

当社は、サービスを提供している地域（以下「業務区域」という）において加入者に次のサービスを提供します。

(1) 基本番組サービス

放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）とラジオ放送（FM およびデジタル放送）およびデジタルデータ放送の各同時再送信ならびに自主放送サービスのうち、それぞれ料金表に定める基本サービス契約料および利用料の支払いにより視聴可能となるサービスです。

(2) オプションチャンネルサービス

加入者はオプションサービスを希望する場合、別表「料金表」に定めるオプション利用料を支払うものとします。

(3) その他のサービス

当社が別途定めるその他のサービスです。

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線 1 回線毎に行います。ただし、加入者引込線 1 回線により、複数世帯・複数事業所が加入出来る場合には、契約単位は各世帯・各事務所ごととします。なお、世帯とは、同一の住居及び生計を同じくする者の集まり、又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいいます。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が事前に本約款を承認し、当社所定の加入申込書に所要事項を記載捺印のうえ当社に申込を行い、当社がこれを承認した時に成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらずサービスの提供が技術的に困難な場合は、加入申込を承認しないことがあります。

第4条（加入契約料・工事費）

加入者は、当社が定める料金表に従い、加入契約料・工事費を支払うものとします。

第5条（利用料）

加入者は、当社が定める料金表に従い、下記の利用料を支払うものとします。

(1) 基本番組サービス

サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組サービス料を毎月支払うものとします。

(2) オプションチャンネルサービス利用料

オプションチャンネルのサービスを受ける場合には、サービスの提供を受け始めた日の属する月からオプションチャンネルサービス利用料を毎月支払うものとします。

2. 当社は、第1条に定める全てのサービスの利用ができない状況に陥った場合サービスの利用ができなくなったことを当社が知った時刻から起算して7日以上その状態が継続した場合に限り、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災、事変等の不可抗力によりサービスの提供が出来なかった場合は、この限りではありません。
3. 当社は社会経済情勢の変化に伴い、加入契約料・工事費及び利用料を改定することがあります。その場合は、1ヵ月前までに当該加入者に通知します。
4. 日本放送協会(NHK)のテレビ受信料(衛星放送受信料を含む)及び株式会社WOWOWの有料放送サービス(以下「WOWOW」と言う)視聴料は当社が設定した利用料には含まれないため、別途加入者がそれぞれ直接支払うものとします。

第6条(各種料金の支払方法)

加入者が当社へ支払う各種料金の支払方法は、当社の指定する方法によるものとします。

2. 当社は原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第7条(施設の設定及び費用負担)

当社がサービスを提供するために必要とする施設の設定工事は、当社又は当社指定工事会社が行います。

2. 当社は、放送センターから保安器、又はONUまでの施設(以下「当社施設」という)を所有します。
3. 加入者は当社施設のうち保安器、又はONUの出力端子以降の全ての施設(以下「加入者施設」という)を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
4. 加入者は、加入者施設であっても修理等のための移動、取り外し、変更等を行う場合は、当社と協議のうえ行うものとします。これに違反し、サービスの提供に支障を及ぼした場合は、加入者が自己の費用にて現状に復するものとします。

第8条(セットトップボックス)

当社は、当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックス(以下「STB」という)およびリモコンを加入者に貸与します。また、BSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という)およびCSデジタル放送用ICカード(以下「C-CASカード」という)の取扱については、第22条の規定によるものとします。

2. 加入者は、解約時にはSTBおよびリモコン等、B-CASカード、C-CASカードを当社に返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりSTBおよびリモコン、B-CASカード、C-CASカードを破損あるいは紛失した場合は、その損害分を当社に支払うものとします。

第9条（所有および維持管理区分）

当社は、当社施設およびSTB等を所有、維持管理するものとします。

2. 加入者は、加入者施設（STB等を除きます）を所有、維持管理するものとします。

第10条（料金等の支払い方法）

加入者が当社に支払う料金等の支払いは、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 支払いに必要な振込み手数料は加入者の負担とします。

第11条（遅延利息）

加入者が料金の支払いを支払う期日より3ヶ月以上遅延した場合、当社はサービス提供を停止し、加入者は年利14.5%の遅延金を支払期日の翌日より支払日の前日までの期間に応じて支払うものとします。

第12条（サービス提供の中止、損害賠償）

加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスが中止することがあることを承認するものとします。

2. 当社は、天災、事変、その他当社の責に帰することのできない事由によるサービス提供の中止に対して損害賠償には応じません。

第13条（故障）

当社または当社の指定する業者は、加入者から当社の提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、速やかにこれを調査し必要な対策を講じます。

2. 加入者は、受信異常の原因が加入者施設による場合、その修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第14条（加入者の義務）

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の検査修復等を行うため加入者の敷地、家屋構築物等に入内することについて異議なくこれに応じ、また、サービスが一時的に停止することを承認するものとします。

2. 加入者は、当社のサービスを受けることについて地主、家主その他利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承認を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
3. 加入者は、当社が貸し出すSTBおよびこれらに付帯する機器を善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとします。

第15条（一時中止および再開）

加入者は、当社からのサービスの一時中止、又は再開を希望する場合、当社にその旨を文書で申し出るものとします。この場合、第5条の規定に拘わらず、中止月の翌月から再開月の前月までの期間の利用料は無料とします。

2. 前項の一時中止期間は、最長6ヶ月とします。

3. 加入者は、一時中止及び再開に要する費用を負担するものとします。

第16条（放送内容の変更）

当社は、やむを得ぬ事情により予告なく放送内容を変更することがあります。

なお、変更により損害が起こった場合、その賠償には応じません。

第17条（設置場所の変更）

加入者は、建物の増改築、新築又は転居等により、施設の設置場所を変更する場合、当社に文書によりその旨を申し出るものとします。

2. 前項の変更工事は、当社または当社の指定する業者が、加入者の負担により行うものとします。

第18条（名義変更）

相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社を確認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。

2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第19条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込記載事項に変更がある場合、すみやかに「変更申込書」を提出するものとします。

第20条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、文書により直ちに当社へその旨を申し出るものとします。

2. 加入者は、解約の場合、第5条の規定による利用料を当該解約の日の属する月分まで支払うものとします。

3. 解約時に、加入者が支払うべき費用について未払いがある場合は、すみやかに支払うものとします。

4. 解約の場合、当社は当社施設を撤去します。ただし、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋等の復旧を要する場合、加入者は、自己負担により修復工事を行うものとします。

第21条（停止および解除）

当社は、加入者が利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延した場合、または本契約に違反する行為があったと認める場合は、加入者に催告したうえでサービスの提供を停止できるものとします。

2. 当社は、加入者が利用料等の支払いを6ヶ月以上遅延した場合、または加入者が本約款に違反する行為を再三の催告に拘わらず繰り返す場合、加入者に予告したうえで加入契約を解除することが出来るものとします。

第 22 条 (A-CAS の取扱い)

A-CAS チップは、受信機に内蔵されていて契約者に貸与します。

第 23 条 (B-CAS カードおよび C-CAS カードについて)

B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. C-CAS カードは当社に帰属し、STB1 台につき 1 枚を貸与するものとし当社の手配による以外のデータ追加・変更・複製等は禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は加入者が賠償するものとし、STB の解約および解約時は、当社に返還するものとし、
3. 加入者が破損あるいは紛失した場合には、その損害分を当社に支払うものとし、

第 24 条 (国内法への準拠)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については宇都宮地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 25 条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 一括加入、集合住宅、ホテル、旅館、業務用等については別に定めます。
- (3) この約款は、令和元年 8 月 1 日より施行します。

附則

この約款は、令和 2 年 4 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 2 年 11 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 3 年 2 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 3 年 4 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 3 年 6 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 3 年 9 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 6 年 2 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 6 年 4 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 6 年 6 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 7 年 10 月 1 日より施行します。
この約款は、令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

料 金 表

料金表記載の税込価格は、消費税率 10%に基づくもので、税率の引き上げに応じて変更されます。

■初期費用

	加入料	工事費
新規加入（一般住宅）	0円	29,700円

■月額利用料

プラン		デジ録 ブルーレイT	デジ録T	STB	ケーブルプラス STB-2
プレミア コース	1台目	6,435円	5,390円	4,840円	10,329円
	2台目以降	4,675円	3,630円	2,860円	—
エンジョイ コース	1台目	5,775円	4,840円	3,960円	9,449円
	2台目以降	4,015円	3,080円	2,200円	—
ミニコース	1台目	なし	2,970円	2,090円	7,579円
	2台目以降		2,310円	1,430円	—

地上放送コース(再送信) <STBなし>	990円
----------------------	------

■オプションチャンネルサービス月額利用料

WOWOW プライム WOWOW ライブ WOWOW シネマ	3チャンネルセットで 2,530円
BS10 プレミアム	1,980円
日本映画専門チャンネルHD	770円
衛星劇場HD	2,200円
時代劇専門チャンネルHD	770円
キッズステーションHD	812円
日経CNBC	990円
JSPORTS 1 HD JSPORTS 2 HD JSPORTS 3 HD JSPORTS 4 HD	4チャンネルセットで 2,514円 ※2025年12月1日～販売終了
JSPORTS 4 HD	1,430円

東映チャンネル HD	1,650 円
ディズニー・チャンネル HD ディズニージュニア HD	2 チャンネルセットで 764 円
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	2,580 円
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ	3 チャンネルセットで 2,910 円
グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2 HD	2 チャンネルセットで 1,100 円
レジャーチャンネル	1,078 円
KBS World HD	770 円
Mnet HD	2,530 円
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970 円
KNTV HD	3,300 円
アニメシアターX (AT-X)	2,180 円
V☆パラダイス	990 円
SPEED チャンネル	990 円
プレイボーイチャンネル	2,750 円
レッドチェリー	2,750 円
プレイボーイチャンネル レッドチェリー	2 チャンネルセットで 3,300 円
レインボーチャンネル	2,530 円
ミッドナイトブルー	2,530 円
パラダイステレビ	2,200 円
レインボーチャンネル ミッドナイトブルー パラダイステレビ	3 チャンネルセットで 3,300 円